

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第55号）（文化市民局地域自治推進室）

次のとおり特定非営利活動法人環境市民の主たる事務所が変更されたことに伴い、規定を整備することとしました。

改正前	改正後
京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町 225番地第二ふや町ビル405号	京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町 225番地第二ふや町ビル206号

この条例は、平成28年3月30日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人環境市民の項中「京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町225番地第二ふや町ビル405号」を「京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町225番地第二ふや町ビル206号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)